

在学生の皆様、法改正の要点をまとめた本冊子をお送りいたします。

2022年度
社会保険労務士コース
教材改正・訂正情報

*2021年度以前の教材をお持ちの方は、改正・訂正情報の参照頁が異なる場合もあります。
改正情報等の最新情報を参考にしてご活用ください。

『社会保険労務士コース』において、テキスト、マスターノート
に関わる法律が一部改正されました。本冊子における法改正等の
情報は、時系列に記載されています（最新の情報が最後）ので、
ご注意ください。

目 次

1. 教材改正 訂正情報 vol 1	2022.2.1	1
2. 教材改正 訂正情報 vol 2	2022.3.1	5
3. 教材改正 訂正情報 vol 3	2022.4.1	9
4. 教材改正 訂正情報 vol 4	2022.5.1	13
5. 教材改正 訂正情報 vol 5	2022.6.1	19



教材改正 訂正情報

vol 1 2022. 2. 1

この情報は、2022 年社会保険労務士通信講座の教材配本後における法改正の内容又は誤植等による改正・訂正情報をまとめ、必要に応じて受講期間中に発行するものです。届きしだい必ず関係箇所の改訂又は訂正をしていただくとともに、教材の一環として綴込みのうえ、ご活用ください。



国民年金法施行規則の改正

概 要

令和4年4月1日から「国民年金手帳」が廃止され、国民年金手帳の代わりに「基礎年金番号通知書」が交付されることとなった。このため、「国民年金手帳」を規定している法第13条は廃止される（2022 年用「国民年金法」のテキストからは、削除済み）が、これに伴い、関連の施行規則も、以下のように改正されることとなった（改正に伴うテキストの訂正は、別掲参照）。

- ① 「基礎年金番号」の定義について、「国民年金手帳の記号番号」のことをいうものとされていたものが、「基礎年金番号通知書に記載された記号番号」のことをいうものとされた。
- ② 第1号被保険者及び第3号被保険者の資格取得・喪失の届出、被保険者の種別変更の届出等の届出関係等の施行規則の規定中の「国民年金手帳」の文言が、原則として、「基礎年金番号通知書」と読み替えられた。

受験必修通信講座（合格必修通信講座 共通）

<テキスト>

〔労働基準法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
96・上3	その有効間	その有効期間
106・下2	休憩事由利用	休憩自由利用
144・上12	(法第94条)	(法第95条)

〔労働安全衛生法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
97・上2	④ 成年被後見人又は被保佐人	④ 心身の故障により労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

〔労働者災害補償保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
25・上10	遺族補償給付、 <u>複数事業労働者遺族給付</u> 、葬祭料	遺族補償給付、葬祭料
25・下3	遺族補償給付、 <u>複数事業労働者遺族給付</u> 、葬祭料	遺族補償給付、葬祭料
33・下6	<u>3</u> 年を限度	<u>5</u> 年を限度
93・下10～ 下9	<u>①年金受給権を担保とする小口資金の貸付</u> 、 <u>⑤納骨堂の設置・運営</u> 、 <u>⑨労災援護金の支給</u>	<u>①納骨堂の設置・運営</u> 、 <u>⑤労災援護金の支給</u>

〔雇用保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
77・下4	日雇労働被保険者手帳を添えて提出しなければならない。	日雇労働被保険者手帳を添えて、 <u>事業主を経由して提出しなければならない。</u>

128・下2～ 下1	育児休業給付金の満額の支給率（法定は 100 分の 40）…となっている。	育児休業給付金の満額の支給率は、休業日数が 180 日までは「100 分の 67」、181 日目からは、「100 分の 50」となる。
155・上18	7,438 円（16,590 円×45/100=7,438 円）	7,096 円（15,770 円×45/100=7,096 円）

〔健康保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
46・下4～下2	45. <u>×</u> 当該平均の…3 条第 4 項）。	45. <u>○</u> 法附則第 3 条第 4 項。

〔国民年金法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
8・下5	国民年金手帳の記号番号又は基礎年金番号通知書の番号	基礎年金番号通知書に記載された番号
18・下3～2	所定の事項	所定の事項（㉔氏名、性別、生年月日及び住所、㉕基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類に記載されている氏名に変更があるときは、変更前の氏名、㉖資格取得の年月日及びその理由、㉗個人番号又は基礎年金番号）
18・下1	…の 4 第 1 項）。	…の 4 第 1 項）。ただし 20 歳に達したことにより第 1 号被保険者の資格を取得する場合であつて厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定による当該第 1 号被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることにより 20 歳に達した事実を確認できるときは、この限りでない。
19・上6	1 項）。なお、…	1 項）。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにする書類を添えなければならない。なお、…
19・下11	届書に国民年金手帳を添えて、市町村長に提出することによって行わなければならない	届書を市町村長に提出することによって行わなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにする書類を添えなければならない

19・下7	届書に <u>国民年金手帳を添えて</u> 、市町村長に提出することによって行わなければならない	届書を市町村長に提出することによって行わなければならない。 <u>この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにする書類を添えなければならない</u>
20・上17	2 <u>国民年金手帳を所持し、かつ、当該国民年金手帳</u>	2 <u>基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</u>
20・下14	1 <u>国民年金手帳</u>	1 <u>基礎年金番号通知書</u>
20・下6	届書に <u>国民年金手帳を添えて</u> 、市町村長に提出することによって行わなければならない	届書を市町村長に提出することによって行わなければならない。 <u>この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにする書類を添えなければならない</u>
21・下10	<u>国民年金手帳</u>	<u>基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにする書類</u>
21・下6	<u>国民年金手帳</u>	<u>基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにする書類</u>
22・下9	<u>第3号被保険者が被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者</u>	<u>第3号被保険者が厚生年金保険の被保険者</u>
22・下6	基礎年金番号…	<u>基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号</u> …

<添削用問題>

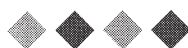
〔No.2 労働者災害補償保険法・雇用保険法・労働保険徴収法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
1・下8	遺族補償給付、 <u>複数事業労働者遺族給付</u> 、葬祭料	遺族補償給付、葬祭料

産業能率大学・通信研修レポート問題

〔労働者災害補償保険法（〇〇〇）〕

訂正箇所	訂 正 前	訂 正 後
問題1(1) オ・3行め	遺族補償給付、 <u>複数事業労働者遺族給付</u> 、葬祭料	遺族補償給付、葬祭料



教材改正 訂正情報

vol 2 2022. 3. 1

この情報は、2022 年社会保険労務士通信講座の教材配本後における法改正の内容又は誤植等による改正・訂正情報をまとめ、必要に応じて受講期間中に発行するものです。届きしだい必ず関係箇所の改訂又は訂正をしていただくとともに、教材の一環として綴込みのうえ、ご活用ください。



令和 4 年度の年金額等(国民年金法・厚生年金保険法)ほか

概 要

(1) 国民年金及び厚生年金保険の「年金」の令和 4 年（2022 年）度価額

- ① 国民年金及び厚生年金保険の年金額については、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合、新規裁定年金（年金の支給開始時の年金額）、既裁定年金（受給中の年金額）ともに名目手取り賃金変動率を用いて改定することとされている。
- ② 令和 4 年度は、前記①のケースに該当するため、令和 4 年度の年金額は、新規裁定年金・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率（-0.4%）によって改定され、令和 3 年度から 0.4% 引き下げられた。
- ③ 名目手取り賃金変動率又は物価変動率による改定率がマイナス（今回は-0.4%）の場合には、マクロ経済スライドによる調整は行われなため、令和 4 年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行わないものとされ、マクロ経済スライドの未調整分（-0.3%）は、令和 5 年度以降に繰り越されることとされた。
- ④ 前記②により、令和 4 年度の老齢基礎年金の額（満額）は、780,900 円（令和 3 年度価額） $\times 0.996 = 777,800$ 円（50 円以上 100 円未満の端数は 100 円に切り上げ）により、777,800 円となった。
- ⑤ 法律上の老齢基礎年金の額（満額）の計算は、780,900 円（法第 27 条で規定する法定額）に改定率を乗じて行うが、令和 4 年度の改定率が「0.996」となったことから、令和 4 年度は、777,800 円となる。

<参考> 令和 4 年度の年金額改定に係る各指標

- ① 名目手取り賃金変動率・・・▲0.4%
- ② 物価変動率・・・▲0.2%
- ③ マクロ経済スライドによる「スライド調整率」・・・▲0.3%

●令和4年度の年金額

給 付		年 額	月 額
国 民 年 金	老齢基礎年金額（満額）	777,800 円	64,816 円
	障害基礎年金額（1 級）	972,250 円	81,020 円
	障害基礎年金額（2 級）	777,800 円	64,816 円
	遺族基礎年金額	777,800 円	64,816 円
	障害・遺族基礎年金の子の加算額		
	・第1子，第2子	223,800 円	18,650 円
	・第3子以降	74,600 円	6,216 円
	・振替加算額算出の基礎となる額	223,800 円	18,650 円
厚 生 年 金 保 険	老齢厚生年金の加給年金額		
	・配偶者	223,800 円	18,650 円
	・第1子，第2子	223,800 円	18,650 円
	・第3子以降	74,600 円	6,216 円
	3 級障害厚生年金の最低保障額	583,400 円	48,616 円
	中高齢寡婦加算額	583,400 円	48,616 円

令和4年度の年金額等の改正に伴うテキストの改訂については、「教材改正・訂正情報（vol.3）」でご案内します。

(2) 年金生活者支援給付金の令和4年度価額（社会保険に関する一般常識）

① 老齢年金生活者支援給付金（以下の①と㊸の合計額）

① $5,020 \text{ 円} \times \text{保険料納付済期間の月数} / 480$

㊸ $\boxed{A} \times \text{保険料免除期間の月数} / 480$

※ $\boxed{A}$ の額は、保険料全額免除・4 分の 3 免除・半額免除期間⇒老齢基礎年金の満額（月額）の 6 分の 1 に相当する額。保険料 4 分の 1 免除期間⇒老齢基礎年金の満額（月額）の 12 分の 1 に相当する額。

② 障害年金生活者支援給付金

① 障害等級の1 級に該当する額 6,275 円

㊸ 障害等級の2 級に該当する額 5,020 円

③ 遺族年金生活者支援給付金

5,020 円（遺族基礎年金の受給権者である子が2人以上ある場合は、5,020 円に当該子の数で除して得た額）

(3) 協会健保の介護保険料率の引き下げ（健康保険法）

全国健康保険協会管掌健康保険（協会健保）の介護保険料率が、「1,000 分の 18.0」から「1,000 分の 16.4」に引き下げられた（令和4年3月（4月納付分）施行）。

受験必修通信講座（合格必修通信講座 共通）

<テキスト>

〔労働基準法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
116・上3～ 上4	<u>5</u> 時30分から	<u>4</u> 時30分から
174・上13	160. <u>○</u>	160. <u>×</u>

〔健康保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
57・上13	㊸の額（当該健康保険組合・・・	㊸の額（当該健康保険組合・・・
159・上5	1000分の <u>18.0</u>	1000分の <u>16.4</u>
194・下4～ 下2 (再掲載)	45. <u>×</u> 当該平均の…(法附則第3条第4項)。	45. <u>○</u> 法附則第3条第4項.

〔国民年金法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
108・下13	令和 <u>3</u> 年度	令和 <u>4</u> 年度

〔厚生年金保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
45・下10	<年金手帳の交付等>	< <u>基礎年金番号通知書</u> の交付等>

〔労働に関する一般常識〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
38・上 7	前記③	前記⑦
38・下 4	前記（3）の⑤, ⑥	前記（3）の⑨, ⑩
39・上 3	前記（3）の⑤, ⑥	前記（3）の⑨, ⑩

〔社会保険の一般常識〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
161・下 8	<u>5,000 円</u>	<u>5,020 円（令和 4 年度価額）</u>
162・下 6		
163・下 17		
163・下 16		
162・下 7	<u>6,250 円</u>	<u>6,275 円（令和 4 年度価額）</u>



教材改正 訂正情報

vol 3 2022. 4. 1

この情報は、2022 年社会保険労務士通信講座の教材配本後における法改正の内容又は誤植等による改正・訂正情報をまとめ、必要に応じて受講期間中に発行するものです。届きしだい必ず関係箇所のご訂正又は訂正をしていただくとともに、教材の一環として綴込みのうえ、ご活用ください。



令和 4 年度の雇用保険率は、2 段階で引上げ、労災保険率等は、前年度の率から変更なし(労働保険徴収法)

概 要

- ① 令和 4 年度の雇用保険率は、「一般の事業」の場合、「4 月～9 月」については、1,000 分の 9.5、「10 月～3 月」については、1,000 分の 13.5 が適用されることとなった（令和 3 年度は、1,000 分の 9.0）。このため、令和 4 年度の概算保険料の額の算定に当たっては、前半の 6 か月と後半の 6 か月に区分して計算することになる。

なお、令和 4 年度に適用される労災保険率（第 1 種特別加入保険料率）、第 2 種特別加入保険料率及び第 3 種特別加入保険料率については、令和 3 年度の率が据え置かれた。

- ② 令和 4 年度の雇用保険率

<4 月～9 月>

事業の種類	雇用保険率
一般の事業	1,000 分の 9.5
特掲事業(建設の事業を除く)	1,000 分の 11.5
特掲事業のうちの建設の事業	1,000 分の 12.5

<10 月～3 月>

事業の種類	雇用保険率
一般の事業	1,000 分の 13.5
特掲事業(建設の事業を除く)	1,000 分の 15.5
特掲事業のうちの建設の事業	1,000 分の 16.5

受験必修通信講座（合格必修通信講座 共通）

<テキスト>

〔労働保険徴収法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後		
31・下4	1,000 分の <u>9.0</u>	1,000 分の <u>9.5</u> (令和4年4月1日現在)		
31・下3	1,000 分の <u>11.0</u>	1,000 分の <u>11.5</u> (令和4年4月1日現在)		
31・下2	1,000 分の <u>12.0</u>	1,000 分の <u>12.5</u> (令和4年4月1日現在)		
77・上1～ 上7	※表を以下に差替え			
	事業の種類	二事業率相当	被保険者負担	事業主負担
	一般の事業 (雇用保険率 9.5/1,000)	<u>3.5/1,000</u>	3/1,000	<u>6.5/1,000</u>
	特掲事業(建設の事業を除く) (雇用保険率 11.5/1,000)	<u>3.5/1,000</u>	4/1,000	<u>7.5/1,000</u>
	建設の事業 (雇用保険率 12.5/1,000)	<u>4.5/1,000</u>	4/1,000	<u>8.5/1,000</u>

マスターノート（労働関係）の 83～85 頁の労働保険料の計算例に係る訂正については、「教材改正・訂正情報（vol.4）」でご案内します。

〔国民年金法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
—	※以下の「頁・行」の「令和3年度」を「令和4年度」に修正 「52頁・下1」，「53頁・上6」，「60頁・上4」，「61頁・上7」，「77頁・下8」，「77頁・下7」，「77頁・下1」，「78頁・上3」，「89頁・上8」，「89頁・上11」，「90頁・上18」	

—	※以下の「頁・行」の「780,900 円」を「777,800 円」に修正 「52 頁・下 1」, 「53 頁・上 9」, 「55 頁・上 7」, 「61 頁・上 11」, 「77 頁・下 8」, 「89 頁・上 8」, 「89 頁・上 9」, 「89 頁・下 13」, 「89 頁・下 12」, 「89 頁・下 11」, 「90 頁・上 16」, 「90 頁・下 11 (2 箇所)」, 「90 頁・下 10」, 「90 頁・下 9」																					
—	※以下の「頁・行」の「224,700 円」を「223,800 円」に修正 「60 頁・上 4」, 「77 頁・下 2」, 「78 頁・上 4」, 「89 頁・上 11」, 「89 頁・下 13」, 「89 頁・下 12」, 「89 頁・下 11」, 「90 頁・上 17」, 「90 頁・下 10」, 「90 頁・下 9」																					
—	※以下の「頁・行」の「74,900 円」を「74,600 円」に修正 「77 頁・下 2」, 「78 頁・上 5 (2 箇所)」, 「89 頁・上 10」, 「89 頁・下 11」, 「89 頁・ 下 10」, 「90 頁・上 17」, 「90 頁・下 9」, 「90 頁・下 8」																					
60・上 8～ 上 12	<table><tr><th colspan="2">(参考) 実際の加算額</th></tr><tr><th>年 額</th><th>月 額</th></tr><tr><td>224,700 円</td><td>18,725 円</td></tr><tr><td>⋮</td><td>⋮</td></tr><tr><td>15,055 円</td><td>1,254 円</td></tr></table>	(参考) 実際の加算額		年 額	月 額	224,700 円	18,725 円	⋮	⋮	15,055 円	1,254 円	<table><tr><th colspan="2">(参考) 実際の加算額</th></tr><tr><th>年 額</th><th>月 額</th></tr><tr><td>223,800 円</td><td>18,650 円</td></tr><tr><td>⋮</td><td>⋮</td></tr><tr><td>14,955 円</td><td>1,246 円</td></tr></table>	(参考) 実際の加算額		年 額	月 額	223,800 円	18,650 円	⋮	⋮	14,955 円	1,246 円
(参考) 実際の加算額																						
年 額	月 額																					
224,700 円	18,725 円																					
⋮	⋮																					
15,055 円	1,254 円																					
(参考) 実際の加算額																						
年 額	月 額																					
223,800 円	18,650 円																					
⋮	⋮																					
14,955 円	1,246 円																					
77・下 6	976,125 円	972,250 円																				

〔厚生年金保険法〕

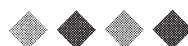
頁・行	訂 正 前	訂 正 後								
73・下5～ 下2	<table><tr><th>令和3年度価額</th></tr><tr><td><u>224,700 円</u></td></tr><tr><td>224,700 円</td></tr><tr><td><u>74,900 円</u></td></tr></table>	令和3年度価額	<u>224,700 円</u>	224,700 円	<u>74,900 円</u>	<table><tr><th>令和4年度価額</th></tr><tr><td><u>223,800 円</u></td></tr><tr><td>223,800 円</td></tr><tr><td><u>74,600 円</u></td></tr></table>	令和4年度価額	<u>223,800 円</u>	223,800 円	<u>74,600 円</u>
令和3年度価額										
<u>224,700 円</u>										
224,700 円										
<u>74,900 円</u>										
令和4年度価額										
<u>223,800 円</u>										
223,800 円										
<u>74,600 円</u>										

74・上12～ 上17	<u>令和3年度価額</u>	<u>令和4年度価額</u>
	33,200 円	33,100 円
	<u>66,300 円</u>	<u>66,000 円</u>
	<u>99,500 円</u>	<u>99,100 円</u>
	<u>132,600 円</u>	<u>132,100 円</u>
	<u>165,800 円</u>	<u>165,100 円</u>

<マスターノート>

〔社会保険関係〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
—	※以下の「頁・行」の「令和3年度」を「令和4年度」に修正 「39 頁・上18」, 「40 頁・上2」, 「43 頁・上13」, 「45 頁・下7」, 「48 頁・上9」, 「70 頁・下8」	
40・上2	<u>224,700 円</u> ～ <u>15,055 円</u>	<u>223,800 円</u> ～ <u>14,995 円</u>
—	※以下の「頁・行」の「780,900 円」を「777,800 円」に修正 「39 頁・上18」, 「39 頁・下10」, 「39 頁・下8」, 「43 頁・上14」, 「43 頁・上15」, 「45 頁・下4」, 「45 頁・下3」, 「45 頁・下2」, 「46 頁・上3 (2箇所)」, 「46 頁・上4」, 「46 頁・上5」	
—	※以下の「頁・行」の「224,700 円」を「223,800 円」に修正 「43 頁・下14」, 「45 頁・下4」, 「45 頁・下3」, 「45 頁・下2」, 「46 頁・上4」, 「46 頁・上5」, 「70 頁・下7」, 「70 頁・下5」	
—	※以下の「頁・行」の「74,900 円」を「74,600 円」に修正 「43 頁・下13」, 「45 頁・下2」, 「45 頁・下1」, 「46 頁・上5」, 「46 頁・上6」, 「70 頁・下4」	
48・上10	<u>49,830 円</u> ～ <u>498,300 円</u>	<u>49,770 円</u> ～ <u>497,700 円</u>



教材改正 訂正情報

この情報は、2022 年社会保険労務士通信講座の教材配本後における法改正の内容又は誤植等による改正・訂正情報をまとめ、必要に応じて受講期間中に発行するものです。届きしだい必ず関係箇所の改訂又は訂正をしていただくとともに、教材の一環として綴込みのうえ、ご活用ください。

vol 4 2022. 5. 1



労働経済の最新統計資料(「労務管理その他の労働に関する一般常識」関係)

「労働経済」の主な項目の最新統計資料をまとめましたので、「労務管理その他の労働に関する一般常識」の受験用資料としてご使用ください。

(1) 労働時間の動向

<労働時間> (毎月勤労統計調査)

① 実労働時間数

<企業規模 30 人以上>

	総労働時間		所定労働時間		所定外労働時間	
	1 か月	年 間	1 か月	年 間	1 か月	年 間
令和 3 年	142. 4	1, 709	130. 8	1, 570	11. 6	139
令和 2 年	140. 4	1, 685	129. 6	1, 555	10. 8	130

<企業規模 5 人以上>

	総労働時間		所定労働時間		所定外労働時間	
	1 か月	年 間	1 か月	年 間	1 か月	年 間
令和 3 年	136. 1	1, 633	126. 4	1, 517	9. 7	116
令和 2 年	135. 1	1, 621	125. 9	1, 511	9. 2	110

＜産業別月間総実労働時間（企業規模 5 人以上）＞（毎月勤労統計調査）

- ② 令和 3 年の月間総実労働時間を産業別にみると、「建設業」（165.3 時間）,「鉱業, 採石業等」（164.0 時間）,「運輸・郵便業」（163.6 時間）等で長く,「飲食サービス業等」（83.7 時間）,「生活関連サービス業等」（119.2 時間）,「教育, 学習支援業」（121.0 時間）等で短くなっている。

＜週休 2 日制等＞（就労条件総合調査）

- ③ 週休 2 日制の状況（企業規模 30 人以上・調査産業計）

		何らかの週休 2 日制の適用	完全週休 2 日制の適用
企 業 数	令和 3 年	83.5%	48.4%
	令和 2 年	82.5%	44.9%
労働者数	令和 3 年	84.8%	60.7%
	令和 2 年	85.9%	58.0%

＜年間休日総数＞（就労条件総合調査）

- ④ 令和 2 年の年間休日総数は, 1 企業平均で 110.5 日（前年 109.9 日）, 労働者 1 人平均で 116.1 日（前年 116.0 日）となっている。

＜年次有給休暇＞（就労条件総合調査）

- ⑤ 労働者 1 人平均の年次有給休暇の付与日数, 取得日数, 取得率（企業規模 30 人以上）

年	平均付与日数	平均取得(消化)日数	取得(消化)率
調 査 産 業 計	日	日	%
平 23	18.3	9.0	49.3
平 24	18.3	8.6	47.1
平 25	18.5	9.0	48.8
平 26	18.4	8.8	47.6
平 27	18.1	8.8	48.7
平 28	18.2	9.0	49.4
平 29	18.2	9.3	51.1
平 30	18.0	9.4	52.1
令 元	18.0	10.1	56.3
令 2	17.9	10.1	56.6

＜変形労働時間制等＞（就労条件総合調査）

- ⑥ 令和 3 年における変形労働時間制を採用している企業数割合は, 59.6%（前年 59.6%）であった。変形労働時間制の種類別に企業の採用状況をみると,「1 年単位の変形労働時間制」を採用している企業が 31.4%（前年 33.9%）,「1 か月単位の変形労働時間制」が 25.0%（前年 23.9%）,「フレッ

クスタタイム制」が6.5%（前年6.1%）となっている。

- ⑦ 令和3年におけるみなし労働時間制を採用している企業数割合は、13.1%（前年13.0%）となっている。

みなし労働時間制の種類別に企業の採用状況をみると、「事業場外労働のみなし労働時間制」を採用している企業が11.4%（前年11.4%）、「専門業務型裁量労働制」が2.0%（前年1.8%）、「企画業務型裁量労働制」が0.4%（前年0.8%）となっている。

(2) 賃金の動向

<賃金水準等>

- ① 現金給与総額（企業規模5人以上・調査産業計）（毎月勤労統計調査）

令和3年の1人平均月間現金給与総額（名目賃金）は、0.3%増（前年1.2%減）の319,461円となった。また、実質賃金は、0.0%（前年1.2%減）であった。

- ② 前記①の令和3年の平均月間現金給与総額を就業形態別にみると、一般労働者は0.5%増（前年1.7%減）の419,500円となり、パートタイム労働者は0.1%増（前年0.4%減）の99,532円となった（毎月勤労統計調査）。

- ③ 主要企業における春闘賃金率及び額は、次のとおり（中央労働委員会調べ）。

平成26年	6,711円（2.19%）
平成27年	7,367円（2.38%）
平成28年	6,639円（2.14%）
平成29年	6,570円（2.11%）
平成30年	7,033円（2.26%）
令和元年	6,790円（2.18%）
令和2年	6,286円（2.00%）
令和3年	5,854円（1.86%）

(3) 雇用の動向

- ① 労働力関係

（万人）

	15歳以上人口	労働力人口	全就業者	全雇用者	完全失業者	完全失業率%	労働力人口比率%	雇用者比率%
令和3	11,072	6,860	6,667	5,973	193	2.8	62.1	89.6
令和2	11,082	6,868	6,676	5,973	191	2.8	62.0	89.5

- ② 有効求人倍率

（倍）

平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3
0.65	0.80	0.93	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13

③ 高年齢者の雇用状況（令和２年）

- ㊦ 65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の割合は、99.9%となっている。
なお、高年齢者雇用確保措置の内訳は「定年制の廃止」が2.7%、「定年の引き上げ」が20.9%、「継続雇用の導入」が76.4%となっている。
- ㊧ 65歳定年企業の割合は、18.4%となっている。
- ㊨ 66歳以上働ける制度のある企業は、33.4%となっている。
- ㊩ 70歳以上働ける制度のある企業は、31.5%となっている。

④ 障害者の雇用状況（令和３年）

- ㊦ 民間企業（法定雇用率2.3%）の実雇用率は、2.20%
- ㊧ 民間企業の雇用障害者数は、59万7,786人
※㊦、㊧ともに過去最高を更新
- ㊨ 民間企業で法定雇用率達成企業の割合は、47.0%（1.6ポイントの低下）

⑤ 労働組合及び労働組合員の状況（令和３年）

- ㊦ 労働組合数（単一労働組合）は、23,392組合（369組合減）
- ㊧ 労働組合員数は、1,007万8千人（3万8千人減）
- ㊨ 推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）は、16.9%（0.2ポイント低下）

令和４年に適用される延滞金の率（労働保険徴収法・健康保険法・国民年金法・厚生年金保険法）

概 要

延滞金の割合は、当分の間の措置として、各年の特例基準割合（銀行の新規の短期貸出約定平均年利をベースにして財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合）が年7.3%に満たない場合には、法定の「年14.6%」の割合は、特例基準割合に年7.3%を加算した割合、法定の「年7.3%」の割合は、特例基準割合に年1%を加算した割合とされる。

令和４年の特例基準割合が1.4%となったことから、延滞金の率は、以下ようになった。

① 労働保険料

- ㊦ 納期限の翌日から２か月を経過する日まで → 2.4%
- ㊧ 納期限の翌日から２か月を経過した日以降 → 8.7%

※受験必修通信講座テキスト・「労働保険徴収法」73頁参照

② 健康保険法・国民年金法・厚生年金保険法

- ㊦ 納期限の翌日から３か月を経過する日まで → 2.4%
- ㊧ 納期限の翌日から３か月を経過した日以降 → 8.7%

※受験必修通信講座テキスト・「健康保険法」167頁・「国民年金法」138頁・「厚生年金保険法」178頁参照

令和4年度の概算保険料の額の計算について(労働保険徴収法)

概 要

「教材改正・訂正情報 vol. 3」で、令和4年度の雇用保険率（一般の事業）は、「令和4年4月～9月」については、1000分の9.5、「令和4年10月～令和5年3月」については、1000分の13.5が適用される旨ご案内したが、雇用保険率の改正に伴う「令和4年度の概算保険料」の具体的な計算方法について、「マスターノート（労働関係）」の84～85頁の「例題1」の事例により解説する。

※「マスターノート」の該当箇所（「例題1」の令和4年度の概算保険料の額の計算式）を以下の②に訂正して下さい。

事業の種類	広告の事業
令和3年度における労働者全員の賃金総額	5,000万円
令和4年度における労働者全員の賃金総額の見込み額	6,800万円
令和3年度及び令和4年度に労災保険に特別加入している事業主の給付基礎日額	1万円

① 令和3年度の確定保険料の額

① $5,000 \text{ 万円} \times (3/1,000 + 9/1,000) = 600,000 \text{ 円}$ （一般保険料の額）

※令和3年度の雇用保険率は、9/1,000が適用されていた。

② $365 \text{ 万円} \times 3/1,000 = 10,950 \text{ 円}$ （第1種特別加入保険料の額）

③ $600,000 \text{ 円} + 10,950 \text{ 円} = 610,950 \text{ 円}$ （令和3年度の確定保険料の額）

※マスターノート84～85頁の計算方法に訂正はありません。

② 令和4年度の概算保険料の額

① $5,000 \text{ 万円} \times (3/1,000) = 150,000 \text{ 円}$ （労災保険に係る一般保険料の額）

※令和4年度の賃金総額の見込み額（6,800万円）が、令和3年度の賃金総額（5,000万円）の100分の50以上100分の200以下であるため、「5,000万円」を令和4年度の賃金総額の見込み額として計算

② $2,500 \text{ 万円} \times (9.5/1,000) = 237,500 \text{ 円}$ （4月から9月までの雇用保険に係る一般保険料の額）

③ $2,500 \text{ 万円} \times (13.5/1,000) = 337,500 \text{ 円}$ （10月から3月までの雇用保険に係る一般保険料の額）

※②、③は、令和4年度の賃金総額の見込額（5,000万円）を半期ごとに2分の1（2,500万円）ずつに分割して計算

④ $365 \text{ 万円} \times 3/1,000 = 10,950 \text{ 円}$ （第1種特別加入保険料の額）

⑤ $① + ② + ③ + ④ = 735,950 \text{ 円}$ （令和4年度の概算保険料の額）

受験必修通信講座（合格必修通信講座 共通）

<テキスト>

〔健康保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
114・下 1	40 万 <u>4</u> 千円	40 万 <u>8</u> 千円

〔社会保険に関する一般常識〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
140・上 2～ 上 4	従来の国民年金の第 1 号被保険者及び厚生年金第 1 号被保険者及び厚生年金第 4 号被保険者に加えて、厚生年金第 2 号被保険者、厚生年金第 3 号被保険者及び国民年金の第 3 号被保険者も	従来の国民年金の第 1 号被保険者及び厚生年金第 1 号被保険者に加えて、 <u>厚生年金第 2 号被保険者、厚生年金第 3 号被保険者、厚生年金第 4 号被保険者及び国民年金の第 3 号被保険者</u> も
143・下 17～ 下 7	※解説①の全文を以下に差し替え ① 次の①、②に掲げる者（当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合において、甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に対し、その個人別管理資産の移換を申し出たときは、当該①、②に定める者は、当該申出をした者の個人別管理資産を甲企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。 ① <u>乙企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者</u> <u>乙企業型年金の資産管理機関</u> ② <u>個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者</u> <u>連合会</u>	
143・下 3～ 144・上 8	※解説②の全文を以下に差し替え ② 前記①の①に掲げる者（企業型年金の障害給付金の受給権を有する者を除く。）が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合であって、乙企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して 6 月を経過してもなお乙企業型年金に個人別管理資産があるときは、乙企業型年金の資産管理機関は、当該個人別管理資産を甲企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。	



教材改正 訂正情報

vol 5 2022. 6. 1

この情報は、2022 年社会保険労務士通信講座の教材配本後における法改正の内容又は誤植等による改正・訂正情報をまとめ、必要に応じて受講期間中に発行するものです。届きしだい必ず関係箇所の改訂又は訂正をしていただくとともに、教材の一環として綴込みのうえ、ご活用ください。



労働者災害補償保険法、雇用保険法の改正

概 要

<労働者災害補償保険法>

- ① 介護補償給付の最低保障額が以下のように改正された(令和4年4月1日施行)。
 - ㊦ 常時介護を要する状態にあるとき→75,290 円
 - ㊧ 随時介護を要する状態にあるとき→37,600 円
- ② 「一人親方等の特別加入」に係る対象事業の種類に「あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師が行う事業」が追加された。

<雇用保険法>

- ① 一定の期間労働者について、暫定的に「特定受給資格者」とみなして、基本手当の所定給付日数が決定される「特定理由離職者」の制度については、令和4年3月31日で廃止される予定であったが、廃止期限が令和7年3月31日まで延長された。
- ② 雇用機会が不足していると認められる地域内に居住している「特定受給資格者及び特定理由離職者」に対して、基本手当の受給期間を延長する「地域延長給付」の制度については、令和4年3月31日で廃止される予定であったが、廃止期限が令和7年3月31日まで延長された。
- ③ 教育訓練給付対象者であって「専門実践教育訓練」を受講している者に対して支給する「教育訓練支援給付金」の制度については、令和4年3月31日で廃止される予定であったが、廃止期限が令和7年3月31日まで延長された。
- ④ 能力開発事業として行われる事業に、「キャリアコンサルティングの機会を確保する事業主に対して必要な援助を行うこと等」が追加された(令和4年4月1日施行)。
- ⑤ 失業等給付等に要する費用に係る費用負担についての国庫負担率が改正された(令和4年4月1日施行)。

受験必修通信講座（合格必修通信講座 共通）

<テキスト>

〔労働者災害補償保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
33・下6	<u>3</u> 年	<u>5</u> 年
57・上10	年 <u>5</u> 分	年3分（令和4年4月1日現在）
59・下11	<u>73,090</u> 円	<u>75,290</u> 円
59・下9		
59・下7		
59・下4		
59・下1		
60・上6		
60・上7		
60・下15		
60・下14	<u>36,500</u> 円	<u>37,600</u> 円
93・下10～ 下9	前記⑦，⑩のほか， <u>④年金受給権を担保とする小口資金の貸付，⑥納骨堂の設置・運営，⑩労災援護金</u>	前記⑦，⑩のほか， <u>④納骨堂の設置・運営，⑥労災援護金</u>
103・上11と 上12の間	※以下を追加 ①あん摩マッサージ指圧師，はり師又はきゅう師が行う事業	
130・下8～ 下5	56. <u>×</u> 設例の・・・昭和52年基発第192号）。	56. <u>○</u> 法第12条の4第1項，令和2年第三者行為災害事務取引手引。
134・上10	102. <u>○</u> 則附則第30項。	102. <u>×</u> 設例中，「年5分」とあるのは，「年3分」である（則附則第30項）。

〔雇用保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
50・下5	令和4年3月31日	令和7年3月31日
58・上1の上	※1行目の上に追加 法附則第5条（地域延長給付） ① 受給資格に係る離職の日が令和7年3月31日以前であり、就職が困難である受給資格者のうち、「特定理由離職者及び特定受給資格者」であって、厚生労働省令で定める基準に照らして雇用機会が不足していると認められる地域内に居住し、かつ、公共職業安定所長が定める指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの（個別延長給付を受けることができる者を除く。）については、後記③の期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる（地域延長給付）。 ② 地域延長給付により所定給付日数を超えて基本手当が支給される日数の限度は、60日（所定給付日数が330日又は270日である受給資格者にあつては、30日）とされている。 ③ 地域延長給付を受ける受給資格者の受給期間は、本来の受給期間に、前記②の日数を加えた期間となる。	
58・上3	個別延長給付を受けている受給資格者については、当該個別延長給付	個別延長給付又は <u>地域延長給付</u> を受けている受給資格者については、当該個別延長給付又は <u>地域延長給付</u>
58・上8	個別延長給付、広域延長給付	個別延長給付、 <u>地域延長給付</u> 、 <u>広域延長給付</u>
58・上10～11	個別延長給付又は広域延長給付	個別延長給付、 <u>地域延長給付</u> 又は <u>広域延長給付</u>
58・上13	個別延長給付が行われることとなったときは、個別延長給付	個別延長給付又は <u>地域延長給付</u> が行われることとなったときは、個別延長給付又は <u>地域延長給付</u>
58・下8	㊦個別延長給付、㊧広域延長給付、㊨全国延長給付、㊩訓練延長給付	㊦個別延長給付・ <u>地域延長給付</u> （個別延長給付の対象者には <u>地域延長給付</u> は行われないため、両延長給付間の調整はない。）、㊧ <u>広域延長給付</u> 、㊨ <u>全国延長給付</u> 、㊩ <u>訓練延長給付</u>
110・上12	令和4年3月31日	令和7年3月31日
134・上4と上5の間	※以下を追加 ㊪ <u>職業能力開発促進法第10条の3第1項第1号の規定によりキャリアコンサルティング（同法第2条第5項に規定するキャリアコンサルティングをいう。）の機会を確保する事業主に対して必要な援助を行うこと及び労働者に対してキャリアコンサルティングの機会の確保を行うこと。</u>	
134・上5	㊫	㊬
134・上9	㊭	㊮

134・上12	㊦ 前記㊦～㊩	㊰ 前記㊦～㊱																											
136・上5～ 下1	※表を以下に差し替え ＜雇用保険・国庫負担の割合＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th>給付の種類</th><th>要 件</th><th>負担割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①日雇労働求職者給付金以外の求職者給付</td><td>㊦雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合</td><td>4分の1</td></tr> <tr> <td>㊧ ㊦以外の場合</td><td>40分の1</td></tr> <tr> <td rowspan="2">②日雇労働求職者給付金</td><td>㊦雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合</td><td>3分の1</td></tr> <tr> <td>㊧ ㊦以外の場合</td><td>30分の1</td></tr> <tr> <td rowspan="2">③広域延長給付を受ける者に係る求職者給付</td><td>㊦雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合</td><td>3分の1</td></tr> <tr> <td>㊧ ㊦以外の場合</td><td>30分の1</td></tr> <tr> <td>④雇用継続給付</td><td></td><td>8分の1</td></tr> <tr> <td>⑤育児休業給付</td><td></td><td>8分の1</td></tr> <tr> <td>⑥職業訓練受講給付金</td><td></td><td>2分の1</td></tr> </tbody> </table> ※ ①の求職者給付のうちの高年齢求職者給付金及び④の雇用継続給付のうちの高年齢雇用継続給付に要する費用については、国庫負担は行われない。 ※ 当分の間の暫定措置として、④、⑤、⑥については、当該国庫が負担すべき割合の100分の55に相当する額が国庫負担される。		給付の種類	要 件	負担割合	①日雇労働求職者給付金以外の求職者給付	㊦雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合	4分の1	㊧ ㊦以外の場合	40分の1	②日雇労働求職者給付金	㊦雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合	3分の1	㊧ ㊦以外の場合	30分の1	③広域延長給付を受ける者に係る求職者給付	㊦雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合	3分の1	㊧ ㊦以外の場合	30分の1	④雇用継続給付		8分の1	⑤育児休業給付		8分の1	⑥職業訓練受講給付金		2分の1
給付の種類	要 件	負担割合																											
①日雇労働求職者給付金以外の求職者給付	㊦雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合	4分の1																											
	㊧ ㊦以外の場合	40分の1																											
②日雇労働求職者給付金	㊦雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合	3分の1																											
	㊧ ㊦以外の場合	30分の1																											
③広域延長給付を受ける者に係る求職者給付	㊦雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合	3分の1																											
	㊧ ㊦以外の場合	30分の1																											
④雇用継続給付		8分の1																											
⑤育児休業給付		8分の1																											
⑥職業訓練受講給付金		2分の1																											
137・上6～ 上14	※以下に差し替え ㊦ 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、次の㊦又は㊧に掲げる場合の区分に応じ、当該㊦又は㊧に定める割合 ㊦ 毎会計年度の前々会計年度における労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況が、当該会計年度における求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する場合 当該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の4分の1 ㊧ ㊦に掲げる場合以外の場合 当該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の40分の1 ㊰ 日雇労働求職者給付金については、次の㊦又は㊧に掲げる場合の区分に応じ、当該㊦又は㊧に定める割合 ㊦ 前記㊦の㊦に掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の3分の1 ㊧ 前記㊧の㊧に掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の30分の1 ㊱ 雇用継続給付については、当該雇用継続給付に要する費用の8分の1 ㊲ 育児休業給付については、当該育児休業給付に要する費用の8分の1 ㊳ 法第64条に規定する職業訓練受講給付金の支給については、当該職業訓練受講給付金に要する費用の2分の1																												
137・下9	㊲ 前記㊦の㊦～㊲	㊴ 前記㊦の㊴～㊵																											

137・下 2	前記①の㊸	前記①の㊹
138・上 4～ 上 5	※以下に差し替え ④ 国庫は、次に掲げる区分によって、広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の一部を負担する。 ① 前記①の④の㊸に掲げる場合 広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の 3 分の 1 ㊹ 前記①の④の㊹に掲げる場合 広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の 30 分の 1	

〔健康保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
43・上 14 と 上 15 の間	※以下を追加 なお、前記①の任意継続被保険者の資格喪失の申出は、被保険者等記号・番号又は個人番号、氏名及び生年月日を記載した申出書を保険者に提出することによって行うものとする（則第 42 条の 2）。	
98・下 13 と 下 12 の間	※以下を追加 ⑦ 傷病手当金は、これを支給した日数の累計日数が通算して 1 年 6 月の日数に達するまで支給するものとされている（則第 84 条 3）。	

〔国民年金法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
147・上 2～ 上 4	なお、前記②の戸籍法の規定による死亡の届出をしたときは、当該届出は必要ない。	なお、戸籍法の規定により、受給権者の死亡の日から 7 日以内に死亡の届出をしたときは、当該届出は必要ない。

〔労働に関する一般常識〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
12・下 11	職業紹介事業者又は労働者供給事業者	職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行う者又は労働者供給事業者
24・上 12 と 上 13 の間	※以下を追加 (8) 事業者団体等の責務 ① 職業安定事業者又は募集情報等提供事業を行う者を直接又は間接の構成員（以下、「構成員」という。）とする団体（以下、「事業者団体」という。）は、職業紹介事業又は募集情報等提供事業の適正な運営の確保及び求職者又は労働者になろうとする者の保護が図られるよう、構成員に対し、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めなければならない（法第 47 条の 3 第 1 項）。 ② 国は、事業者団体に対し、職業紹介事業又は募集情報等提供事業の適正な運営の確保及	

	<u>び求職者又は労働者になろうとする者の保護に関し必要な助言及び協力を行うように努めるものとする（同条第2項）。</u>	
24・上13	<u>(8) その他</u>	<u>(9) その他</u>
151・上17と 上18の間	※以下を追加 <u>⑪ 事業主は、必要に応じ、以下に掲げる措置を講ずることにより、その雇用する労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するものとする（法第10条の3第1項）。</u> <u>① 労働者が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めることを容易にするために、業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の内容及び程度その他の事項に関し、情報を提供すること、職業能力の開発及び向上の促進に係る各段階において、並びに労働者の求めに応じてキャリアコンサルティングの機会を確保することその他の援助を行うこと</u> <u>② 労働者が実務の経験を通じて自ら職業能力の開発及び向上を図ることができるようにするために、労働者の配置その他の雇用管理について配慮すること</u> <u>⑫ 事業主は、前記⑪の①の規定によりキャリアコンサルティングの機会を確保する場合には、キャリアコンサルタントを有効に活用するように配慮するものとする（同条第2項）。</u>	

〔社会保険に関する一般常識〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
131・上2	<u>①, ②の</u>	<u>①～⑤の</u>
131・上8	<u>27,500円</u>	<u>35,000円</u>
131・上8と 上9の間	※以下を追加 <u>㉔ 個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの 27,500円</u> <u>㉕ 個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの 15,500円</u>	
131・上11 ～上13	<u>⑥の①及び②の場合…</u> となる。	<u>⑥の①～⑤の場合において、1年間の加入期間が12月である場合の拠出限度額は、①が660,000円（55,000円×12）、②が420,000円（35,000円×12）、③が330,000円（27,500円×12）、④が186,000円（15,500円×12）となる。</u>

<マスターノート（社会保険関係）>

頁・行	訂 正 前	訂 正 後	
117・下 16	7. 拠出限度額	7. 拠出限度額 <u>（年額）</u>	
117・下 15	<u>加入者期間の計算の基礎となる月数に下表の額を乗じた額</u>	全文削除	
117・下 13 ～下 10	※表の一部を以下に差し替え		
企業型年金	企業のみ	① 個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの	660,000 円
		② 個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者以外のもの	420,000 円
		③ 個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの	330,000 円
		④ 個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの	186,000 円

法改正情報通信講座（合格必修通信講座 共通）

〔テキスト No.1〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
10・下 4	2 <u>以上</u> の事業主	2 の事業主
11・上 6		

MEMO

MEMO

MEMO

2022年度 社会保険労務士コース
教材改正・訂正情報

012206-400

発行 自由が丘 産能短期大学

〒158-8632 東京都世田谷区等々力 6-39-15

無断転載・複製を禁ず

